

処分基準

令和5年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第74条の3第6項
処 分 の 概 要：安全運転管理者等の解任命令
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第74条の3第6項（安全運転管理者等の解任命令）
処 分 基 準： 道路交通法第74条の3第6項に規定する安全運転管理者等の解任命令は、次のいずれかに該当することとなった場合に命ずることとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 安全運転管理者等が法第74条の3第1項又は第4項の内閣府令で定める要件を備えないこととなった場合・ 安全運転管理者が法第74条の3第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていない場合
問 い 合 わ せ 先： 神奈川県警察本部交通部交通総務課 安全係 (電話045-211-1212 内線5082)
備 考：